

第3期中期目標期間における積立金の活用について

第2期中期目標期間においては、目標を概ね達成しつつ、法人の経営効率も図ることで、毎年度経営努力として利益を生み出し、その一部については剰余金（目的積立金）として活用してまいりました。

第3期中期目標期間を迎えるにあたり、第2期中期目標期間末における積立金について、以下の取組に活用させていただきようをお願いいたします。

1 第2期中期目標期間末における積立金残高 1,027,395千円
剰余金（目的積立金）（22～28年度）活用残額

2 第3期中期目標期間における積立金活用額 1,027,395千円

第2期中期目標期間内に生じた当期総利益については、法人が持続可能な経営を行うための取組として第1期で生じた目的積立金とあわせて、これまで施設整備及び退職給付引当金における数理計算上の差異を中心に活用してきました。

第2期中期目標期間末における積立金については、28年度決算における工事繰越しに伴う29年度施設整備費の財源として活用するほか、退職給付引当金における「数理計算上の差異」へ充当してまいります。

【内訳】・施設整備費（28年度繰越工事に伴う財源） 360,000千円
・数理計算上の差異 667,395千円
（今後費用計上すべき残高866,003千円の一部として活用）

⇒「教育研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金」として活用いたします。

【参考】

地方独立行政法人法

第40条 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

横浜市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容